

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成21年 9 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
科学・ものづくり振興課	産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助、中小企業等知的財産保護対策費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成等支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、組込み技術者人材育成研修支援事業費補助、ソフトウェア技術・取引交流事業費補助、半導体関連産業取引あっせん事業費補助、医療機器関連産業取引あっせん事業費補助及び企業連携交流推進事業費補助	科学・ものづくり振興課	産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助、中小企業等知的財産保護対策費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成等支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、組込み技術者人材育成研修支援事業費補助、ソフトウェア技術・取引交流事業費補助、半導体関連産業取引あっせん事業費補助、医療機器関連産業取引あっせん事業費補助、 <u>企業連携交流推進事業費補助及びものづくり中小企業開発力強化緊急事業費補助</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			